

記入例

※貸付用(細則様式第14号)と間違えないように。

細則様式第6号

借入状況等申告書(物資購入用)

1. 借入状況

※他の金融機関等からの借入状況の有無について、必ずどちらかに○印をしてください。

住宅金融支援機構	有(無)	銀行	有(無)	その他公庫	有(無)	労働金庫	有(無)
信用金庫	有(無)	信用組合	有(無)	消費者金融	有(無)	信販会社	有(無)
地方公共団体による住宅融資等	有(無)	互助会	有(無)	個人	有(無)	その他	有(無)

※上記で「有」に○印したのものについて、以下に記入してください。

他の金融機関等からの借入状況記載欄									
借入先	既借入分				新規借入分				ボーナスの償還額(円)
	借入日	借入額(万円)	現在の残高(円)	毎月の償還額(円)	借入日	借入額(万円)	毎月の償還額(円)		
住宅金融支援公庫	HOO.8.15	1,300	1,562,789	25,000					
					HOO.8.30	50	5,000	25,000	
計				(A) 25,000	(F) 150,000		(B) 5,000	(G) 25,000	

共済組合からの借入状況記入欄									
(区分) 立替金貸付種類	既立替借入分				新規立替借入分				ボーナスの償還額(円)
	購入日借入日	購入額・借入額(円)	現在の残高(円)	毎月の償還額(円)	購入日借入日	購入額・借入額(円)	毎月の償還額(円)		
入学貸付	ROO.3.31	2,000,000	2,000,000	17,747					
立替金	HOO.5.25	100,000	35,000	2,500					
立替金					RO.8.25	1,450,000	18,898	75,592	
計				(C) 20,247	(H) 10,000		(D) 18,898	(I) 75,592	

据置中の利息ではなく、元金償還開始後の償還額を記入

部分休業等により給料(または報酬)の一部が減額されている場合のみ記入

毎月の償還額(A) + (B) + (C) + (D) = 69,145 円 (E)

ボーナス償還額(F) + (G) + (H) + (I) = 260,592 円 (J)

2. 給料月額に対する毎月の償還額の割合

毎月の償還額(E)	給料月額(K)	物資購入利用月の正規勤務時間(X) *	物資購入利用月の休業予定時間(Y) *	割合
69,145 円	300,000 円			$[E \div (K \times (1 - (Y \div X)))] \times 100$
				23.04 %

※貸付申込月の正規勤務時間(X)及び貸付申込月の休業予定時間(Y)は、部分休業中の場合に記入してください。
 ※令和4年10月1日以降組合員適用となった短時間勤務職員については、給料を「報酬」と読み替えて記入してください。
 ※部分休業中の場合は、減額後の給料(または報酬)月額(K×(1-Y/X))に対する毎月の償還額(E)の割合が、30%を超える場合は、物資購入の利用ができません。
 ※部分休業中の場合は、減額後の給料月額(K×(1-Y/X))に対する毎月の償還額(E)の割合が、30%を超える場合は、物資購入の利用ができません。

どちらか一方でも30%を超えると物資購入の利用は出来ません。

3. 年収額に対する年間償還額の割合

年間償還額{E×12+J×2} (L)	年収額{K×12+K×4} (M)	割合[L÷(M×(1-(Y÷X)))]×100
1,350,924 円	4,800,000 円	28.14 %

※年収額(M)に対する年間償還額(L)の割合が、30%を超える場合は、物資購入ができません。
 ※部分休業中の場合は、減額後の年収額(M×(1-Y/X))に対する年間償還額(L)の割合が、30%を超える場合は、物資購入の利用ができません。

私の借入状況は上記事実と相違ないことを申告し、以下の事項について同意します。

- この申告について、所属所長が確認すること。
- 裏面の記入上の注意を確認し、これに従うこと。
- この申告と相違する場合は、共済組合の即時償還命令に従います。

鹿児島県市町村職員共済組合 理事長 様

組合員証 記号一番号 (000 — 123)

申込人氏名 共済 十郎 印

※申込人自ら署名する場合は、押印は不要です。

○他の金融機関等からの借入がある場合には、それらの借入状況等が確認できる書類(ローンの申込書、決定通知書、償還表等)を添付してください。なお、「試算表」や借受人名が記載されていない書類については、給与明細(給与引きの場合)や預金通帳の写し(通帳引き落としの場合)等を併せて提出してください。
 ○以前に共済組合から貸付けを受けた際に申告していた他の金融機関等からの借入が完済した場合は、完済が分かる書類(完済証明書等)を添付してください。
 ○購入金額が5万円未満の場合は『借入状況等申告書』の提出は不要です。(償還能力の審査は必要)